

商標規程

和歌山ニット商工業協同組合

和歌山ニット工業組合

(目的)

第1条 本規定は、和歌山ニット商工業協同組合並びに和歌山ニット工業組合が所有する商標権の適正な使用を定めることにより、組合員の信用を高め、品質の維持・向上の促進を図り、消費者が安心して購買できること等、消費者の利益を保護することとともに産地の活性化及び繁栄を図ることを目的とする。

(商標権の定義)

第2条 消費者等にもわかりやすく和歌山製の生地、和歌山製の生地を使用した商品等であることを認知してもらい、中国製などの他製品との差別化を図るため、和歌山ニット商工業協同組合・和歌山ニット工業組合の組合員が編立を行い、和歌山を主とした日本国内で染色した生地、及び和歌山ニット商工業協同組合・和歌山ニット工業組合の組合員が編立を行い、和歌山を主とした日本国内で染色した生地を使用し、なおかつ縫製は日本で行った商品にのみ商標を付することができる。

また、販売ルートは百貨店、専門店に限定する。

(商標権の範囲)

第3条 組合が所有する商標権の範囲は、登録された商品の区分により、
第24類（織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、オイルクロス、ゴム引き防水布、ビニルクロス、ラバークロス、レザークロス、ろ過布、布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製テーブルナプキン、ふきん、シャワーカーテン、のぼり及び旗（紙製のものを除く）織物製トイレットシートカバー、織物製イスカバー、織物製壁掛け、カーテン、テーブル掛け、緞帳、遺体覆い、経かたびら、紅白幕、黒白幕、ビリヤードクロス）及び第25類（被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用被服、運動用特殊衣類、運動用特殊靴）とする。

(商標権の使用)

第4条 本規定において適用する商標の使用範囲は、組合員が自己の企業の営業活動等で用いる場合及び組合もしくは組合員が商品及びパッケージ、または広告メディア等の場（カタログ、チラシ、パンフ、web等）で

紹介する場合、イベント等を行う際に商標を付するのに直接使用する場合の3種とする。

- 2 また、商標を直接使用する場合は、組合が定めた商標権の定義により認められたもののみとする。
- 3 商標は、無断転写変形等を禁止するものとする。

(商標権の使用者)

第5条 商標権の使用者は、原則として組合並びに組合員、広報等の目的で使用する公的機関等とする。

ただし、組合の各部の事情により組合員以外から商標権の使用申請があった場合の使用の許諾については、理事長に一任あるいは状況によりJKWブランド実行委員会の議を経ることとする。

- 2 組合員以外の申請等については、組合員の場合に準ずる。ただし、商標権使用料等については、料金表を基準とする。

(ブランド委員会)

第6条 組合は、商標を管理運営するためのJKWブランド実行委員会を設置する。委員は若干名とし、組合役員と、活動趣旨に賛同した組合員から構成し、理事長が任命する。

委員の任期は役員の場合に準ずる。

(商標権使用申請)

第7条 組合員が自己の企業の営業活動等で使用する場合は、別表の様式により申請を行い、承認を得なければならない。

- 2 商品またはパンフレット等に直接使用する場合は、自己の責任において、組合が定める商標権の定義を遵守することを誓約しなければならない。

(変更・中止届)

第8条 組合員は、商標権使用について変更して使用する時、または、使用を中止したとき、その旨を組合に届け出なくてはならない。

(制裁)

第9条 組合は、承認なく商標権を使用したものに対して、法律に基づく処置をとるとともに、本規定に違反した者に対して、JKWブランド実行委員会の議決を経て次の処分を行うことができる。

- (1) 過怠金の賦課
 - (2) 商標権の使用停止
 - (3) 違反事実の通告及び報道
 - (4) 違反者より始末書の徴収
- 2 前項(1)の過怠金の額は、違反事例ごとにその都度決定する。
 - 3 第1項の処分は、情状により併せて課することができる。

付 則

- 1. 本規定は、平成28年1月1日より施行する。
- 2. 本規定の改廃は、JKWブランド実行委員会の議決により行う。